

いわき市農業委員会第13回総会議事録

会長 蛭田元起は、令和7年5月23日(金曜日)午前9時30分、いわき市農業委員会総会を
いわき市役所東分庁舎5階会議室にて開催した。

1 出席者(計32名)

(1) 農業委員(20名)

1 鈴木 幸夫		21 大竹 公治
2 鈴木 義直	12 鈴木 忠光	
3 遠藤 重和		23 油座 盛明
4 木幡 仁一	14 佐川 良平	24 藁谷 昭夫
5 蛭田 元起	15 菅野 綾	
	16 木村 義昭	
7 田子 耕一	17 新妻 吉人	
8 古市 邦男	18 松崎 正信	
9 四家 誠	19 生田目 祥明	
10 中根 まり子	20 石井 英毅	

(2) 事務局(12名)

事務局長	鈴木 一徳
事務局参事兼次長	中村 祐一
農政振興係長	佐藤 公威
農地調査係長	鯨岡 孝行
農地審査係長	蛭田 祥久
農政振興係 主査	渡邊 裕一郎
農地調査係 主査	鈴木 昌則
農地調査係 事務主任	阿部 里美
農地審査係 主査	櫛田 秀則
農地審査係 主査	浅川 実利
農地審査係 主事	千葉 風摩
農政振興係 主査(書記)	鹿内 竜也

2 欠席者

6 志賀 幸	11 平田 敬一	13 岡村 泰典
22 飯高 敬一		

3 会議の概要(注：個人情報に係る箇所を除く)

事務局
(中村次長)

それでは、議事に入ります。

議事の進行は、いわき市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定により、会長が議長となり進行することとなります。

蛭田会長、よろしくお願ひいたします。

議長
(蛭田会長)

それでは、議長を務めさせていただきます。

円滑な議事進行に努めて参りたいと思いますので、皆様方のご協力をお願いいたします。

まず、本日の通告欠席は、議席番号6番 志賀幸委員、議席番号11番 平田敬一委員、議席番号13番 岡村泰典委員、議席番号22番 飯高敬一委員となります。

現在、委員24名中20名が出席しており、これは、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する総会開会に必要な過半数を超えております。

本日の総会が成立することをご報告いたします。

次に、いわき市農業委員会総会会議規則第7条の規定により、開会・閉会は議長が宣告することになっておりますので、宣告いたします。

只今より、いわき市農業委員会13回総会を開会いたします。

次に、議事録署名人の指名ですが、いわき市農業委員会総会会議規則第24条第2項の規定により、議長が指名いたします。

議席番号9番 四家誠委員、議席番号10番 中根まり子委員、以上2名の委員をお願いいたします。

また、書記は事務局をお願いいたします。

なお、議事録については、平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知により、「農業委員会は、総会等の終了後速やかに、市町村個人情報保護条例等に留意の上、その審議過程の全てを要約することなく詳細に記した議事録を作成し、これを縦覧に供すること」とされております。

これにより、本総会の議事録作成については、委員個人名と発言内容の全てを記載する「全文記録方式」といたします。

また、作成した議事録については、いわき市の公式ホームページにおいても、公表することになっておりますことを申し添えます。

次に、会務報告に入ります。

今月の報告は、令和7年4月分となります。

議案書2ページに記載のとおりですので、各自ご確認下さい。

これより議事に入りますが、先に留意事項について申し上げます。

総会資料には、個人情報が含まれており、非常勤の特別職公務員である農業委員及び農地利用最適化推進委員には、守秘義務が課せられていることから、その取り扱いについては、十分ご注意願ひます。

次に、議案・報告案件において、取下げ・追案等があるかどうか、事務局の説明を求めます。

事務局
(佐藤係長)

特に、取下げ・追案等はありません。

議長
(蛭田会長)

それでは、議事に入ります。

農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族、若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することが出来ないこととされております。

本日、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」において、議席番号13番 岡村泰典委員が該当しております。

また、議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」において、議席番号11番 平田敬一委員が該当しております。

両委員共に欠席であります。ご承知願います。

その他該当する方がいれば、議案審議の際に申し出て下さい。

それでは、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(蛭田係長)

議案書の3ページをお開き願います。

【議案第1号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(千葉主事)

説明に入ります前に、資料の訂正がございます。

議案説明書の2ページをお開き下さい。

番号4番の申請面積52.6㎡を52㎡へ訂正願います。

また、合計面積につきましても、畑の面積を7,859.6㎡から7,859㎡に、合計面積を16,039.6㎡から16,039㎡に訂正願います。

改めまして、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、ご説明いたします。

併せて地図につきましても、別紙現地調査位置図をご覧ください。

番号1番から番号6番につきましても、売買による所有権の移転、番号7番につきましても、贈与による所有権の移転です。

なお、番号4番につきましても、第10回総会において、譲受人が所有している自作地の一部が、駐車場敷地として利用されていることから、農地法第3条第2項第1号に該当し、不許可となった案件であり、不許可事由を是正したとして申請されたものです。

番号7番につきましても、生計を別とする親子間の権利移動であるため、新規就農案件となります。

譲受人は、譲渡人である父の農業を手伝ってききましたが、父が高齢のため農業経営を縮小することとなり、その後継者として農地を譲り受けるため申請に至ったものです。

農機具については、トラクター、豆トラ、軽トラックを1台ずつ、刈払機を2台、父から取得すると共に、近隣の農家が所有している農機具を適宜借り受けることで調整済みです。

栽培作物は、水稻、露地野菜を予定しております。

以上が、今月の農地法第3条許可申請案件となります。

事務局
(千葉主事)

今月の3条申請面積につきましては、田8,180㎡、畑7,859㎡、合計16,039㎡となります。
説明は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今、議案第1号について、事務局より説明がありました。
ここで、現地調査時の意見の報告を、担当委員よりお願いいたします。

21番
大竹(公)委員

番号1番から番号7番の案件につきましては、現地を調査しました結果、特段、問題はありませんでした。
また、番号4番について、事務局から説明のあったとおり、駐車場敷地として利用されていた箇所は是正されており、農地性があると判断出来ました。
報告は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今の報告では、特に問題ないと判断されるとのことでした。
これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようですので、お諮りいたします。

議案第1号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(蛭田係長)

議案書の4ページをお開き願います。

【議案第2号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(浅川主査)

議案説明書の5ページをお開き願います。

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、ご説明いたします。

議案説明書の6ページをお開き願います。

配付しております「現地調査位置図」及び「許可申請に係る意見及び決定理由書」をご覧になりながら、お聞き下さるようお願いいたします。

なお、「現地調査位置図」は10ページから、「意見及び決定理由書」は、右下の欄に記載しております受付番号5004番からとなります。

ご準備よろしいでしょうか。

それでは、申請土地の表示、登記地目、転用面積、転用目的、権利の移動事由の順で申し上げます。

番号1番、平上平窪、畑46㎡、駐車場、所有権の移転です。

事務局
(浅川主査)

番号2番、鹿島町米田、田1,339㎡、太陽光発電設備、所有権の移転です。
番号3番、小川町下小川、畑729㎡、太陽光発電設備、所有権の移転です。
番号4番、好間町中好間、畑1,667㎡、犬訓練場、所有権の移転です。
番号5番、平藤間、田250㎡、臨時駐車場としての一時転用、賃借権の設定です。

なお、地域計画内の農地については、農用地区域からの除外や農地転用許可には、あらかじめいわき市による地域計画の変更手続きが必要となります。

今月の5条許可申請案件のうち、番号5番が地域計画内の農地に該当しますが、一時転用であることから、地域計画の変更は不要となります。

以上5件につきまして、申請内容を精査した結果、申請箇所全てが農地転用許可基準である「立地基準」及び「一般基準」を満たしております。

説明は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今、議案第2号について、事務局より説明がありました。

ここで、現地調査時の意見の報告を、担当委員よりお願いいたします。

3番
遠藤(重)委員

番号1番から番号4番について、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。

報告は、以上です。

議長
(蛭田会長)

続いて、事務局よりお願いいたします。

事務局
(楡田主査)

番号5番について、一時転用案件であることから、事務局で現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。

報告は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今の報告では、特に問題ないと判断されるとのことでした。

これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

8番
古市委員

番号5番について、お伺いいたします。

臨時駐車場のために一時転用するとのことですが、転用期間はどの位でしょうか。

また、契約書を取り交わしているのか併せて教えて下さい。

事務局
(楡田主査)

転用期間につきましては、3ヶ月間となっております。

また、契約書の確認は取れておりませんが、過去にも同様の転用経過がございますので、問題はないものと判断いたします。

8番
古市委員

わかりました。

ありがとうございました。

19番
生田目委員

私も番号5番について、お伺いいたします。
臨時駐車場とのことですが、こちらについては、工事を伴うものなので
しょうか。
工事を伴うものであれば、原状復帰に適した工事をされるのか教えて下
さい。

事務局
(楡田主査)

原状の土の状態のまま、トラロープを張る程度のご使用でございます。
砂利なども敷設しない予定です。

19番
生田目委員

はい、ありがとうございました。

9番
四家(誠)委員

番号1番について、お伺いいたします。
駐車位置の標記が、2m×5m=10㎡となっております。
駐車スペースは、十分に確保されているのでしょうか。

事務局
(楡田主査)

宅地の出入口の一部から進入することになりますが、間口が4m、奥行
が23mでございます。
管理用の残地も含まれていますが、駐車スペースは、十分に確保されて
いるものと判断いたします。

9番
四家(誠)委員

わかりました。
ありがとうございました。

議長
(蛭田会長)

そのほか、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようですので、お諮りいたします。
議案第2号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませ
んか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可
申請について」は、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第3号「現況確認証明願いについて」、事務局の説明を求めま
す。

事務局
(蛭田係長)

議案書の5ページをお開き願います。

【議案第3号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(千葉主事)

議案説明書の7ページをお開き願います。
議案第3号「現況確認証明願いについて」、説明いたします。
議案説明書8ページをお開き願います。

事務局
(千葉主事)

また、配付しております現地調査位置図も併せてご覧下さい。
番号1番、申請地は田人町荷路夫、登記地目「田」、面積268㎡、田人町荷路夫、登記地目「田」、面積877㎡、田人町荷路夫、登記地目「田」、面積928㎡、田人町荷路夫、登記地目「田」、面積835㎡となっております。
非農地化した経緯については、親が病弱のため、昭和61年頃から耕作が困難となり、管理も出来なかったため、非農地化し現在に至っております。
以上1件、登記地目を現況地目に合わせるため、現況確認証明願いが提出されたものです。
説明は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今、議案第3号について、事務局より説明がありました。
ここで、現地調査時の意見の報告を、担当委員よりお願いいたします。

24番
藁谷委員

番号1番について、現地調査を実施した結果、長年に渡り耕作されておらず、営農出来る状態にありませんでした。
非農地化することに関しては、特段、問題ありません。
報告は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今の報告では、特に問題ないと判断されるとのことでした。
これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。
【意見・質問なし】
ご質問がないようですので、お諮りいたします。
議案第3号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第3号「現況確認証明願いについて」は、原案のとおり可決いたします。
次に、議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(鯨岡係長)

議案書の6ページをお開き願います。
【議案第4号を朗読し、審議事項を説明】
なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(鈴木主査)

議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」、説明いたします。
始めに、資料の訂正について説明します。
番号6番から9番の地区名について、資料では「いわき市一般」となっていますが、番号6番「上・中平窪」、番号7番「上小川・上平・柴原」、番号8番「下市萱」、番号9番「田部」へ、地区名の変更をお願いします。

事務局
(鈴木主査)

それでは、説明に入ります。

議案説明書の10ページをお開き下さい。

議案第4号は、令和5年4月より基盤強化促進法の一部が改正されたことから、農地中間管理事業の推進に関する法律(第19条第3項の規定)により、市が農業委員会に対し意見を求めるものです。

次のページをご覧ください。

公益財団法人福島県農業振興公社が、農地中間管理事業により新たに農地中間管理権を取得し、借り受け者に転貸する新規転貸事案です。

実施地区は、平、小名浜、小川、三和、借り手9名、対象筆数、田35筆、畑5筆、面積は、田49,593㎡、畑5,143㎡となります。

続きまして、再転貸の事案となります。

実施地区は、平、借り手2名、対象筆数、田2筆、面積は、田2,008㎡です。

なお、貸付相手方の要件については、満たしております。

説明は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今、議案第4号について、事務局より説明がありました。

当該計画(案)に対するご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

【意見なし】

ご意見がないようですので、お諮りいたします。

議案第4号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」は、「農業委員会の意見はなし」といたします。

次に、議案第5号「令和6年度の最適化活動の実績について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(鯨岡係長)

議案書の7ページをお開き願います。

【議案第5号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(阿部事務主任)

それでは、資料1をお開き願います。

資料が多いため、お手元の資料をご確認頂きたいと思います。

資料1は、1から6までございます。

資料1-1と1-2は、最適化活動の実績についてと、目標の達成状況の評語に関する説明書きです。

次に、資料1-3と1-6は、いわき市農業委員会の令和6年度の最適化活動の全体の実績でございます。

最後に、この数値を各委員の様式に落とし込んだものが、資料1-5となります。

事務局
(阿部事務主任)

資料1-4は一覧表として、本日69人分の実績すべてを皆様方にお示ししているところです。

昨年、委員の改選があったため、委員の延べ人数が69名となっております。

毎月、記録簿を提出頂きまして、事務局が取りまとめ、令和6年度の目標値と実績を記載したものになります。

それでは、令和6年度の最適化活動の実績の点検・評価について、ご説明いたします。

資料1-1をご覧ください。

令和6年度の最適化活動の実績について、経営局長通知により、総会において点検・評価を行うこととされております。

本総会において、経営局長通知により、点検・評価を行い、総会で出された意見を付することとなっております。

なお、公表に関しては、お名前など個人情報について記載されていない、資料1-6のみとなっております。

点検・評価は、委員個別のものが、資料1-5です。

(2)の②の自己の点検・評価ですが、実際に目標が達成出来たか、出来なかったかというコメントを載せております。

2の農業委員会による点検・評価の評語は、資料1-2の裏面にあります。2推進委員等の評語の点数表を用いまして、評価した内容を記載しております。

また、委員会としての実績は、資料1-3と1-6を用いて点検・評価を行うこととされております。

単年度の最適化活動につきましては、本日の総会で1年間の総括を行うということで、1サイクルが終わるものです。

それでは、資料1-4について、説明させていただきます。

資料1-4は、資料1-5の委員個別の最適化活動の点検・評価に関しまして一覧表にまとめたものとなります。

活動日数については、毎月報告を提出頂いたものをまとめたものです。

昨年度当初に、月10日の活動目標を設定し、活動して頂きました。

結果として、概ね活動目標を満たして活動頂いており、月の平均活動日数は、16日となっております。

次に、最適化活動に係る3つの活動についての目標と実績になります。

目標については、推進委員の活動目標は、農地の集積、新規参入の促進、そして遊休農地の解消の三本柱であります。

農地の集積については、市の集積率である32.1%、2,305haを用いて、各地区の集積率を地区審議会の委員数で按分しています。

遊休農地の解消面積については、昨年度の実績は、5.8haでありました。

こちら、該当する地区審議会の委員数で按分しています。

新規参入の促進については、農地の所有者から、新規参入者に対する貸付け等を行うことについて、同意を得た農地を取りまとめて公表するものとされ、昨年度の実績は、農地中間管理機構への通知分も含め、347.6haで

事務局
(阿部事務主任)

ありました。

こちら、該当する地区審議会の委員数で按分しています。

総点数から見る評価でございますが、目標に対して、期待を大幅に上回る結果を得られた方が、11名、目標に対して、期待を上回る結果が得られた方が58名、合計で延べ人数69名となっております。

特に、全ての委員が、目標となる活動日数を達成しており、3つ全ての目標には達していないものの、委員の皆様の活動の結果、一定の成果があったものと認識しております。

数字に関しましては、資料1-6の全体のもので説明させていただきます。

資料1-6をお開き下さい。

1 ページ目の農業委員会の状況については、令和7年4月1日現在のものを掲載しております。

次に、2 ページ目の最適化の活動状況でございます。

1 最適化活動の成果目標として(1)農地の集積があります。

管内の農地面積は7,230ha、これまでの集積面積は2,294haということで、集積率は31.7%となり、これは、令和5年度末の数値となります。

それに対して、目標は令和11年度までに68%の集積率を目標とし、昨年度1年間の集積目標は437haでした。

最終的には、37.8%を目標としておりましたが、実績につきましては、新規集積面積は、11haでした。

(2)の遊休農地の発生防止・解消の①現状及び課題です。

令和3年度末の1号遊休農地面積が313haでした。

②目標は、313haの5分の1の62.6haです。

3 ページ目の③遊休農地の解消実績につきまして、こちらは委員の皆様の毎月の活動実績から集計いたしました。

1年間で5.8haの解消、利用の促進に努めて頂いたということで、達成率は9.3%です。

委員の皆様の活動により、一部の遊休農地の解消には努められたものの、目標達成するには至りませんでした。

結果としまして、筆の整理、非農地の判断等が進んだものの、担い手不足など農業界全体の課題が大きく影響し、遊休農地の面積は291haから396haへ増加いたしました。

次に、同じく3 ページ目の(3)の新規参入の促進です。

こちらについては、3か年の権利移動実績の1割以上を目標とするとされており、目標値は、令和2年度から令和4年度までの平均301.5haの1割としましたので、30.2haとなります。

次に、4 ページ目の新規参入の促進についての③実績ですが、新規参入者への貸付等について、農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積ということでして、こちらは、ホームページで公開しております「農業委員会だより」の農地流動化情報、そのほか、農地利用意向調査の結果、農地中間管理事業を利用したいと意向を示した農地について合算し、合計347.6haとなりました。

事務局
(阿部事務主任)

目標に対する達成状況が 1,151.0%とかなり大きくなっておりませんが、十分に目標を達成したものと認識しております。

続きまして、同じく 4 ページ目の 2 の最適化活動の活動目標についてです。

目標日数につきましては、月10日とさせて頂いたところです。

活動強化月間の目標については、3回としております。

また、実績についても、同じように3回活動したところです。

次に、5 ページ目をご覧ください。

新規参入相談会への参加ということで、これは年1回の参加を目標とし、こちらについては、昨年11月に「ふくしま農業人フェア」におきまして、農業委員と推進委員、各1名ずつ参加をして頂き、実績を残しております。

次に、同じく 5 ページ目の目標の達成状況の評語です。

こちらは、点数を集計しますと、いわき市農業委員会全体としては、「目標に対して、期待どおりの結果が得られた」というところです。

総点数から見る評価でございますが、全ての委員が目標となる活動日数を達成しております。

また、中間管理事業を活用した担い手への集積を図る活動を行って頂いており、一定の成果があったものと認識しております。

遊休農地の解消には、担い手の高齢化や後継者不足、農業者の減少など農業界全体の課題として成果実績が厳しい状況にあります。

新規参入の促進につきましては、積極的な情報公開により、一定の成果を上げることが出来ました。

以上のことから、全ての委員が目標に対して、期待を大幅に上回る結果が得られた、または、期待を上回る結果が得られたとなっております。

これが、いわき市農業委員会全体の実績となります。

最後に、6 ページ目をご覧ください。

こちらは、事務の実施状況です。

本日の資料の中で、公表義務があるものは、只今ご説明いたしました資料1-6となります。

以上が、資料の説明となります。

本日の総会においては、各委員に対する意見を協議頂ければと存じます。説明は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今、議案第5号について、事務局より説明がありました。

最適化活動の実績については、総会における意見を付することになります。

これについて、鈴木会長職務代理者より、何かご意見はございますか。

鈴木(義)
会長職務代理者

総会における意見を付するとのことですが、各委員の実績を拝見しますと、活動日数を十分に費やし、最大限の努力により、活動して来たものと判断されます。

従って、本日この場において、各委員を評価し、意見を付することは、

鈴木(義)
会長職務代理者

現実的ではないものと考えます。

そこで、委員の皆様には、私からご提案がございます。

本市の農業委員会においては、8つの地区審議会を配置し、活動して来た訳ですから、地区審議会の意見を各委員の評価としてはいかがでしょうか。

議長
(蛭田会長)

只今、鈴木会長職務代理者より、ご提案がございました。

確かに、この場において、各委員を評価し、意見を付することは現実的ではありません。

これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようですので、お諮りいたします。

只今のご提案のとおり、地区審議会毎に意見を取りまとめることによるでしょうか。

【「異議なし」の声あり】

それではここで、休憩を兼ねて15分間、時間を取りますので、地区審議会毎にお集まり頂き、意見を取りまとめて頂きたいと思っております。

只今、午前10時20分です。

再開は、午前10時35分といたします。

事務局より、地区審議会毎の集合場所の案内などをお願いいたします。

【各地区審議会による協議】

それでは、お時間となりましたので、議事を再開いたします。

各地区審議会の代表者より、意見を報告して頂きます。

報告順は、「平1区」、「平2区」、「小名浜・常磐」、「勿来」、「内郷・好間・三和」、「四倉・久之浜・大久」、「遠野・田人」、「小川・川前」の順といたします。

始めに、平1区地区審議会より、お願いいたします。

2番
鈴木(義)委員

基盤整備が一部行われているものの、担い手不足が見受けられ、目標達成に課題を残している。

水稻が中心の経営体が多いが、今後は、様々な品目の担い手の育成が重要であると考えている。

また、遊休農地の解消に向けては、昨年度策定した地域計画を参考にしながら、引き続き農地の利用調整に努めていきたい。

なお、一部、梨農家として新規就農があり、今後の明るい希望となっている。

以上です。

議長
(蛭田会長)

次に、平2区地区審議会より、お願いいたします。

9 番 四家(誠)委員	<p>基盤整備が行われている地区では、比較的高い集積率があるものの、水の確保に困難を伴う土地や、農道の便が悪い地区では、遊休農地化や非農地化が進んでいる。</p> <p>担い手不足が見受けられる状況を踏まえて、今後は、様々な品目や多様な担い手の検討も行い、農地の利用調整について、引き続き積極的な取り組みを進めていきたい。</p> <p>以上です。</p>
議長 (蛭田会長)	<p>次に、小名浜・常磐地区審議会より、お願いいたします。</p>
3 番 遠藤(重)委員	<p>地区によっては、市街化区域に隣接している土地も多く、そういった地区では、担い手不足が見受けられるほか、山麓にある耕作しにくい農地の荒廃が見られ、再生利用が難しい状況にある。</p> <p>今後は、昨年度に策定した地域計画を参考にしながら、地域農業の維持に努めていきたい。</p> <p>以上です。</p>
議長 (蛭田会長)	<p>次に、勿来地区審議会は、私が報告いたします。</p> <p>基盤整備を実施し、担い手への集積を進めようとしている地区がある一方、中山間地では、担い手の高齢化や後継者不足などの問題に直面している。</p> <p>今後は、昨年度に策定した地域計画も参考にしながら、農用地の維持管理に努めていきたい。</p> <p>以上です。</p> <p>次に、内郷・好間・三和地区審議会より、お願いいたします。</p>
24番 藁谷委員	<p>委員の個別の活動により、遊休農地の解消に努めてきたが、市街化区域に隣接した平場の農地から中山間地までを有し、担い手の高齢化や後継者不足といった課題に直面している。</p> <p>飼料作物を栽培するなど、6次化に取り組む等、特色ある法人も参入して来ているが、今後も担い手と協力し、農地の利用調整について取り組みを強化していきたい。</p> <p>以上です。</p>
議長 (蛭田会長)	<p>次に、四倉・久之浜・大久地区審議会より、お願いいたします。</p>
20番 石井委員	<p>基盤整備が進んだことにより、地区全体としては、集積率の目標を達成できた。</p> <p>一方で、条件の悪い中山間地では担い手が不足し、遊休農地の解消に課題を残している。</p>

20番
石井委員

近年、新たに法人が参入する等、大規模な担い手への集積の動きも見られるが、引き続き、農地の利用調整に取り組みながら、目標達成に努めていきたい。
以上です。

議長
(蛭田会長)

次に、遠野・田人地区審議会より、お願いいたします。

19番
生田目委員

中山間地で、担い手の高齢化と後継者不足による、遊休農地の発生と解消に大きな問題を感じている。
条件が悪い農地については、積極的に耕作する者がおらず、非農地化してくる事案も増加して来ている。
今後は、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度の活用と合わせて、地域計画も参考にしながら、農地の維持に努めていきたい。
以上です。

議長
(蛭田会長)

次に、小川・川前地区審議会より、お願いいたします。

1番
鈴木(幸)委員

比較的平場の農地では、担い手への集積が進んでいる地区もあるが、多くの中山間地では人口も減少し、遊休農地の解消には課題を残している。
今後は、水稻の他にも様々な品目の担い手を受け入れながら、地域計画の実現に向けて、農地の維持に努めていきたい。
以上です。

議長
(蛭田会長)

ありがとうございました。
各地区審議会の代表者より、意見の報告がございました。
これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。
議案第5号について、只今の各地区審議会の報告を、総会における意見として付することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第5号「令和6年度の最適化活動の実績について」は、只今の報告を総会における意見とし、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第6号「令和6年度業務報告の認定について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(佐藤係長)

議案書の8ページをお開き願います。
【議案第6号を朗読し、審議事項を説明】
なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(渡邊主査)

お手元にお配りしました、資料2をご覧ください。
当該業務報告書(案)については、昨年度の当会の活動内容を取りまとめたものとなります。
始めに、1ページをご覧ください。
1ページからは、当会の沿革や組織図などを記載しております。
次に、7ページをご覧ください。
ここからは、業務の総括となります。
7ページは、主たる会議の開催実績と、定例的現地調査の実績について、
8ページからは、許可等業務の実績について記載しております。
11ページからは、その他の主たる事業の実績として、農地パトロール強化月間の活動実績、農作業労働賃金標準額及び農業者年金などの実績を掲載しております。
次に、14ページをご覧ください。
ここからは、会務報告となります。
15ページからは、総会や役員会の開催実績を記載しております。
23ページは、農業委員会だより編集委員会や農地利用最適化推進委員候補者評価委員会の開催実績を記載しております。
24ページからは、各地区審議会及び全員協議会等の開催実績を記載しております。
33ページからは、農業委員会ネットワーク機構関連の、会長はじめ委員の皆様や事務局が出席した会議や研修などを記載しております。
次に、43ページをご覧ください。
ここからは、資料編といたしまして、農地等に関する各種実績や令和7年いわき市農作業労働賃金標準額表などを記載しております。
以上、当該業務報告(案)の内容について、ご確認頂きたいと思っております。
なお、当該議案のご承認後は、表紙の(案)の文字を削除して頂きますよう、併せてお願いいたします。
説明は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今、議案第6号について、事務局より説明がありました。
これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。
【意見・質問なし】
ご質問がないようですので、お諮りいたします。
議案第6号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。
【「異議なし」の声あり】
ご異議なしと認め、議案第6号「令和6年度業務報告の認定について」は、原案のとおり可決いたします。
次に、議案第7号「令和7年度農業者年金加入推進活動計画(案)について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(佐藤係長)

議案書の9ページをお開き願います。

【議案第7号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(渡邊主査)

お手元にお配りしました資料3をご覧ください。

農業者年金は、独立法人農業者年金基金が運用する、農業者のための年金制度です。

独立行政法人農業者年金法により、農業者の老齢について、必要な年金等の給付の事業を行うことにより、国民年金の給付と相まって、農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上を図ると共に、農業者の確保に資することを目的としております。

また、法律の規定により、いわき市が独立行政法人農業者年金基金から業務委託を受け、その事務を農業委員会に移管されております。

本年度の加入推進活動計画につきましては、福島県農業会議等の関係団体が策定しました「第5期中期計画における令和7年度の新規加入目標数と加入推進の取組について」により、定めるものです。

本市の加入推進活動計画については、1ページから4ページのとおりとなっております。

主な点を説明させていただきます。

1の「今年度の加入目標人数」は3人で、うち20歳から39歳が1人、女性が1人と設定しております。

5の「加入推進強化月間の設定」につきましては、従来どおり、前期が10月から11月、後期が来年1月から2月の、それぞれ2カ月間としております。

前期及び後期の加入推進活動計画(案)の詳細は、3ページから4ページのとおりとなっております。

農業委員の皆様には、法定業務の一つとして、農業者年金の加入推進が規定されており、重要な業務の一つとなっておりますので、よろしく願いたします。

説明は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今、議案第7号について、事務局より説明がありました。

これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようですので、お諮りいたします。

議案第7号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第7号「令和7年度農業者年金加入推進活動計画(案)について」は、原案のとおり可決いたします。

次に、報告に入ります。

始めに、報告第1号から第3号まで、一括して事務局の説明を求めます。

事務局
(蛭田係長)

議案書の10ページをお開き願います。

【報告第1号を朗読し、報告事項(農地法第3条の3第1項の規定による届出について)を説明】

それでは、議案説明書の17ページから21ページをお開き願います。

資料の訂正が1か所ございます。

18ページの3番、権利を取得した事由が「時効取得」となっておりますが、正しくは「相続」になります。

今月の報告件数は19件、権利の移動理由は、全て「相続」です。

権利の取得面積は、田99,946.00㎡、畑33,169.91㎡、合計133,115.91㎡です。

以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。

続きまして、議案書の11ページをお開き願います。

【報告第2号を朗読し、報告事項(農地法第5条第1項第6号の規定による届出について)を説明】

議案説明書の23ページから26ページをお開き願います。

今月の報告件数は12件、転用面積は、田2,620.00㎡、畑6,736.94㎡、合計9,356.94㎡です。

以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。

続きまして、議案書の12ページをお開き願います。

【報告第3号を朗読し、報告事項(農地法第18条第6項の規定による通知について)を説明】

議案説明書の27ページから28ページをお開き願います。

今月の報告件数は4件、面積は、田13,343㎡、畑0㎡、合計13,343㎡です。

以上、合意解約通知がありましたので報告いたします。

報告は、以上です。

議長
(蛭田会長)

次に、報告第4号について、事務局の説明を求めます。

事務局
(佐藤係長)

議案書の13ページをお開き願います。

【報告第4号を朗読し、報告事項(引き続き農業経営を行っている旨の証明書について)を説明】

議案説明書の29ページから30ページをお開き願います。

今月の交付件数は2件、内訳は、「相続税の納税猶予」です。

面積は、田2,312㎡、畑1,388㎡、合計3,700㎡です。

以上、事務局長が専決し、証明書を交付しましたので報告いたします。

報告は、以上です。

議長
(蛭田会長)

以上、事務局説明のとおり、ご承知願います。

次に、その他に入ります。

始めに、事務局より何かございますか。

4 議案・報告の内容及び審議結果

(1) 議案

番号	名称	審議結果
第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	原案のとおり可決
第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	原案のとおり可決
第3号	現況確認証明願いについて	原案のとおり可決
第4号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について	意見なしにて可決
第5号	令和6年度の最適化活動の実績について	各地区審議会の意見を総会の意見とし、原案のとおり可決
第6号	令和6年度業務報告の認定について	原案のとおり可決
第7号	令和7年度農業者年金加入推進活動計画(案)について	原案のとおり可決

(2) 報告

番号	名称
第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
第2号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
第3号	農地法第18条第6項の規定による通知について
第4号	引き続き農業経営を行っている旨の証明書について

5 農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限に該当した委員

11 平田 敬一 13 岡村 泰典

6 本総会の閉会時刻

午前11時05分

7 本総会の議事録署名人に指名された委員

9 四家 誠 10 中根 まり子